

東京航空局工事調達の実施評価落札方式に係る基本方針

東京航空局の工事調達における実施評価落札方式の適用にあたっては、下記のとおり実施することを基本とする。

記

1. 対象工事

1千万円を超える全ての工事

別紙1「タイプ選定フロー」によりタイプを選定

技術提案評価型（A型・S型）又は施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）

2. 評価基準と配点

（1）技術提案評価型（S型）：最高加算点 44点

（注1：最高加算点 A等級「新営工事及び改修工事（建築工事）」及び「新営工事及び改修工事（建築付帯電気設備・機械設備工事）」44点、A等級以外44点）

（2）施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）：最高加算点 23点

（注1：最高加算点 A等級23点、A等級以外22点）

（1）、（2）の各タイプにおける評価基準と配点は別紙1及び2のとおり

（3）技術提案評価型（A型）を実施する必要がある場合は別途調整する。

【注1】

（1）「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」について、次に示すいずれかの認定を受けている場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。ただし、企業の施工能力を評価しない発注方式である場合は、別に評価項目を設ける。

適用対象の工事は、「土木工事A等級」、「新営工事及び改修工事（建築工事）A等級」及び「新営工事及び改修工事（建築付帯電気設備・機械設備工事）A等級」とする。

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業等）

・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

（2）「空港土木施設におけるICTの活用対象工事」について、ICTの活用計画がある場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。

（3）「航空局建築工事等における生産性向上技術の活用工事」について、取組みがある場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。

附 則

この基本方針は、令和6年9月1日以降に公告する工事から適用する。